

5 パブリックコメントへの対応

No.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する対応
1	第1章 ⑥防災・消防体制の充実	<p>保育所、公民館などの避難所に指定されている施設について、停電時自家発電装置が設置されていない施設が多く見受けられる。年数が経っている避難施設等のきめ細やかな設備強化である程度の二次災害が減災できると思う。</p> <p>発電機等が購入できない場合は、市内のリース会社と災害時協定を結び、従業員が動ける状況であれば、発電機の配布が可能になると考えます。</p>	<p>本市では「まずは命を守ること」を第一に避難行動の重要性を市民に周知啓発するとともに、防災対策における予防対応及び初動対応に重点を置き取り組んでいくこととしております。</p> <p>ご意見いただきました非常時における発電設備等の整備など、避難施設のきめ細やかな設備強化につきましては、事業メニュー「地域防災体制及び防災基盤の整備推進」において、国・県の支援制度を活用した整備や関係団体との災害協定の締結による非常時の設備提供も含めて検討を進め、必要に応じて地域防災計画を改定してまいりたいと考えております。</p>
2	第2章 ③農林水産業の振興	<p>特産品の安定供給と販路拡大・ブランド化について、漁業者及び専業農家の減少が著しいなか、両者の育成は、後継者育成も含めて難しいと思います。</p> <p>農業大学や農業高校生のインターンシップ受け入れや都会からの農業体験者等の長期的な受け入れ事業等も検討いただければと思います。</p>	<p>漁業者及び専業農家の減少が著しいなか、農林水産業のそれぞれの分野における担い手育成、経営基盤の強化については、事業メニュー「農業生産体制支援事業」、「林業生産基盤整備事業」、「漁業経営安定化・近代化対策事業」において、関係団体とも連携を図り、先進事例も参考にしながら効率的かつ効果的に進めていくこととしております。</p> <p>ご提案いただきました農業大学や農業高校生の受け入れや都会からの農業体験者等の長期受け入れ等につきましては、県と協力して既に一部実施しておりますが、今後も、テレワーク・複業人材といった人材を都会等から呼び込む際に、農業分野で特色ある活動をされている人達との出会いの場を設け、農業への就業に結び付けていくなどの新しい視点の取組も含めて、担い手の確保・育成を図ってまいりたいと考えております。</p>
3	第2章 ③農林水産業の振興	<p>農業生産施策は沢山書かれていて、これまでに市の予算も計上されている。</p> <p>しかし、食料自給率が3割台の中、お米の消費が激減している。小麦と比較しても格段に栄養価が高く、安価であるのに国も消費にはあまり力を入れていないように感じる。</p> <p>黒部市内の業者でも米製粉が有名である。市でも、もっと積極的にコメの消費に力を入れるべきと考える。</p>	<p>「お米の消費拡大」につきましては、事業メニュー「価格安定・消費拡大の推進」、「地産地消と食育の推進」において、お米を含む農産物全般にわたる地産地消の重要性、食料自給率の向上の必要性を消費者に浸透させ、地域内での消費拡大を図るとともに、県外へもブランド米「黒部米」として積極的にPR することにより、総合的に消費拡大につなげていきたいと考えております。</p> <p>なお、「黒部米」につきましては、生産者や関係団体による土壌改良と徹底された品質管理などの努力により、市場において人気が高く、他の米と比較して高値で取引されております。</p> <p>国・県や生産者を含む関係団体と連携しながら、引き続き、米、特に「黒部米」の消費拡大・安定供給を推進していきたいと考えております。</p>

No.	該当箇所	意見等の概要	意見に対する対応
4	第2章 ④商工業の振興	<p>子供のころから食べていた「生姜糖」は生産者がいなくなり、「水だんご」も市内事業者ではなくなりました。どちらも商業ベースには乗りづらいものですが、復活できないものかと思えます。人の好みは移ろいやすく、栄枯盛衰は時の流れですが、故郷の大事な商品と思えます。</p> <p>このようななか、後継者や創業・起業者の育成は非常に重要な課題であると考えます。特に事業者の減少は周辺の住環境の低下につながります。</p>	<p>商工業の活性化を図るため、後期基本計画においては、事業メニュー「起業に対する支援の充実」や「中心市街地の活性化・空き店舗対策の推進」を記載しております。</p> <p>創業・事業承継への支援を行うとともに、空き店舗利活用などを通じて、まちの賑わい創出にもつなげていきたいと考えております。また、これらの創業・事業承継への支援とともに事業メニュー「新商品・新技術開発の支援」を組み合わせることで過去の特産品の復活にも期待するところです。</p>
5	第5章 ⑤学校教育の充実	<p>②学校教育環境整備事業の中に総合戦略にかかる KPI の 1 つでもある「登校児童生徒の割合」の 2027 年目標が 100%となっている。</p> <p>この「登校児童生徒の割合」を上げることを下記の点から目標にしないで欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家庭に負担をかける可能性があるから ②各学校の方針と合致しない可能性があるから ③「登校児童生徒」の割合の上昇が後期基本計画の基本理念と合致しない可能性があるから。 	<p>「登校児童生徒の割合」の目標値は、『「学校へ行くのが楽しい』と感じている児童・生徒の割合』と連動しており、児童生徒の自らの意思で学校へ行きたいと感じ、実際に通学してもらえるよう環境を整えていくためのものです。この目標値については、すべての児童生徒が自らの意思で楽しく学校に通っていただけるよう、ハード・ソフト両面から環境整備に努めていくため、現状値を踏まえたうえで設定したものです。</p> <p>目標値のために、児童生徒、家庭、学校等に登校を決して無理強いするものではないことをご理解ください。</p>